

日医発第2174号（総務）
令和6年3月12日

都道府県医師会
男女共同参画担当理事 殿

公益社団法人日本医師会
常任理事 神村 裕子
〔公印省略〕

令和6年度「若年層の性暴力被害予防月間」の実施について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、内閣府男女共同参画局より、別添の通り標記について周知依頼がございました。

添付しておりますリーフレットは、内閣府男女共同参画局ホームページに掲載されております。

つきましては、「若年層の性暴力被害予防月間」における取り組みが有意義なものとなりますよう、通知内容の周知方よろしくお願いいたします。

令和6年度 若年層の性暴力被害予防月間

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/jakunengekkan/index.html

敬具

府 共 第 1 0 2 号
令 和 6 年 3 月 8 日

関 係 各 位

内閣府男女共同参画局長
(公 印 省 略)

令和6年度「若年層の性暴力被害予防月間」の実施について

日頃より男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進について、格段の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）において、若年層の性被害に関する問題を広報啓発するのに適した毎年入学・就職時期である4月を若年層の性暴力被害予防のための月間とすることとしております。

このため、別添の実施要綱により令和6年度「若年層の性暴力被害予防月間」を実施することといたします。

つきましては、この月間における取組がより一層広がり、有意義なものとなりますよう、本通知の内容について御周知方よろしくお願い申し上げます。

(本件照会先)

内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課

TEL : 03-5253-2111 (内 37552)

Mail : g.sa.j8t@cao.go.jp

令和6年度「若年層の性暴力被害予防月間」実施要綱

令和6年2月29日

内閣府特命担当大臣決定

1 趣旨

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであることから、その根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必要がある。10代から20代の若年層を狙った性犯罪・性暴力は、その未熟さに付け込んだ許しがたい重大な人権侵害であり、決して許されるものではない。

政府は、「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」(令和2年12月25日閣議決定)において、入学・就職等に伴い、若年層の生活環境が大きく変わり、被害に遭うリスクが高まる時期である4月を「若年層の性暴力被害予防月間」と定め、SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用した啓発活動を効果的に展開することとしている。

また、「こども大綱」(令和5年12月22日閣議決定)において、年齢や性別にかかわらず、どのような状況に置かれたこども・若者であっても、性被害に遭うことはあってはならないとの認識の下、こども・若者への加害の防止、相談・被害申告をしやすくする取組、被害当事者への支援と併せて、継続的な啓発活動の実施等の総合的な取組を進めていくこととされたところである。

さらに、本年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、若年女性も含め性的な被害等困難な問題を抱える女性への包括的な支援の充実に取り組んでいるところである。

そのため、「若年層の性暴力被害予防月間」期間中、地方公共団体、関係団体等との連携・協力の下、若年層に対する性犯罪・性暴力の問題に関する取組を一層強化するとともに、若年層の人権尊重のための意識啓発活動や教育の充実を図るなど各種取組を集中的に実施するものである。

2 期間

令和6年4月1日(月)から4月30日(火)の1か月間

3 実施主体

内閣府、警察庁、消費者庁、こども家庭庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省

4 協力を依頼する機関・団体等

都道府県、政令指定都市、男女共同参画推進連携会議関係団体、有識者等

5 重点事項

以下の事項の重要性について重点的に普及啓発を図る。

- (1) ポスターを積極的に活用するなどにより、ＡＶ出演被害、ＪＫビジネス、レイプドラッグの問題、酩酊状態に乗じた性的行為の問題、ＳＮＳ利用に起因する性被害、セクシュアルハラスメント、痴漢等の若年層に対する性犯罪・性暴力は決して許されないものであるとの社会認識を更に醸成すること。
- (2) 性暴力被害の「未然防止」や「拡大防止」に向けた意識を高めるとともに、性暴力の被害に遭っていないながらその自覚がない人に被害を受けていることを認識してもらい、被害者や関係者が、相談窓口等の必要な情報を入手し、ためらうことなく相談できるようにすること。
- (3) こども・若者や男児・男性の性被害について、集中的に広報・啓発を行うこと。

6 主な実施事項

本被害防止月間における取組がより一層広がり、有意義なものとなるよう、関係機関・団体等との連携協力の下、地域の実情に応じて、以下の活動を実施する。

その際、「第５次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」において、ＳＮＳ等の若年層に届きやすい広報媒体を活用した啓発活動を効果的に展開することとされていることを踏まえ、広報・啓発活動を強化することとし、予防啓発の取組に加え、被害に遭った場合の相談窓口の周知を図るものとする。

- (1) ポスターの作成・配布のほか、インターネット、ＳＮＳ、交通広告等のメディアを利用した広報活動を行う等、取組のより一層の広がりを目指し、効果的に広報・啓発を実施する。
- (2) 講演会・研修会等を開催し、若年層の性暴力被害予防のための啓発活動を実施する。
- (3) 被害者に対する相談支援活動の一層の充実を図る。

誰も傷つかない、未来へ。



XXX_XXX

1時間前

2人で飲んでたからとかさ、被害者を責めるのって違うんじゃない？



XXX_XXX

21分前

「男なのに被害にあったの？」とか言う人いるけど、男性が被害にあう場合だってあるんだよ。



XXX_XXX

3時間前

本人がいちばん、苦しいよね。友だちが悩んでたら「あなたは悪くない」と伝えようと思う

#ひとりで抱え込まないで



XXX_XXX

13分前

相手の同意のない性的な行為は性暴力だよね

#性的同意

#なくそう、性暴力

#悪いのは加害者

4月は「若年層の性暴力被害予防月間」。相談しやすい社会を、みんなで作ろう。

性犯罪・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センター
はやくワンストップ

#8891

性犯罪被害相談電話(警察)

ハートさん

#8103

性暴力に関する
SNS相談「Cure time」



キュアタイム



年齢・性別を問わず相談できます。

若年層 性暴力

